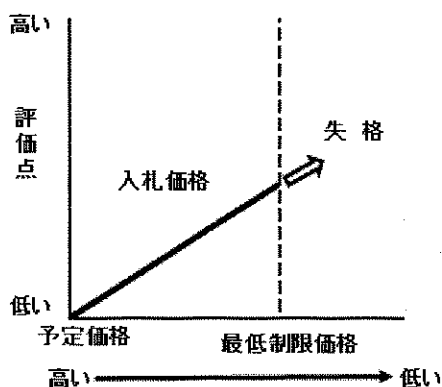


## 佐久市総合評価落札方式実施要綱の一部改正について

総合評価落札方式の入札に低入札価格調査制度を導入することに伴う変更など、次の内容について改正します。

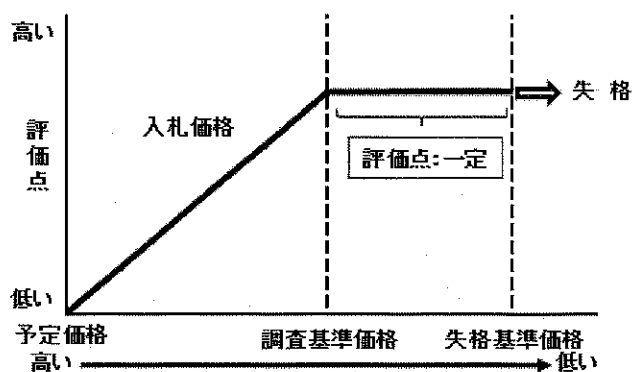
## 1 価格点の算定方法について

&lt;現行&gt;



&lt;改正後&gt;

調査基準価格を境に評価額が一定になる形式



○ $\text{価格点} = \text{配点} \times \text{最低価格} / \text{入札価格}$

○入札価格  $\geq$  調査基準価格の場合

$\text{価格点} = \text{配点} \times (1 - (\text{入札価格} - \text{調査基準価格}) / \text{調査基準価格})$

[少数点以下第3位四捨五入第2位止め]

○入札価格  $<$  調査基準価格の場合

$\text{価格点} = \text{配点} \times 1$

※総合評価点が最も高い者が2者以上ある場合

最低の価格を提示した者を落札候補者とする。

※最低の価格を提示した者が2者以上ある場合。

くじ引きにより落札候補者を決定する。

※総合評価点が最も高い者が2者以上ある場合

調査基準価格に最も近い価格を提示した者を落札候補者とする。

※調査基準価格に最も近い価格を提示した者が2者以上ある場合

くじ引きにより落札候補者を決定する。

## 2 価格以外の評価点について

- (1) 工事成績点について、毎年4半期ごと（見直し基準日：6月1日、9月1日、12月1日、3月1日）に見直したものを適用します。

<現行>

<改正後>

<p><b>【見直し基準日】</b> 6月1日、12月1日</p> <p><b>【算定期間】</b></p> <p>○見直し基準日が6月1日の場合 基準日の属する年度の前々年度の4月1日から、その翌年度の3月31日までの期間（過去2年間）</p> <p>○見直し基準日が12月1日の場合 基準日の属する年度の前々年度の10月1日からその翌々年度の9月30日までの期間（過去2年間）</p>
--



<p><b>【見直し基準日】</b> 6月1日、<u>9月1日</u>、12月1日、<u>3月1日</u></p> <p><b>【算定期間】</b></p> <p>○見直し基準日が6月1日の場合 基準日の属する年度の前々年度の4月1日から、その翌年度の3月31日までの期間（過去2年間）</p> <p>○<u>見直し基準日が9月1日の場合</u> <u>基準日の属する年度の前々年度の7月1日から、その翌年度の6月30日までの期間</u> <u>（過去2年間）</u></p> <p>○見直し基準日が12月1日の場合 基準日の属する年度の前々年度の10月1日からその翌々年度の9月30日までの期間（過去2年間）</p> <p>○<u>見直し基準日が3月1日の場合</u> <u>基準日の属する年度の前々年度の1月1日からその翌々年度の12月31日までの期間</u> <u>（過去2年間）</u></p>
---

例1：H30.6.1基準日の場合の算定期間（2年間） H30.4.1 基準日 H30.6.1

H28.4.1 ~ H29.3.31	H29.4.1 ~ H30.3.31	
[2年前]	[1年前]	

例2：H30.9.1基準日の場合の算定期間（2年間） H30.7.1 基準日 H30.9.1

H28.7.1 ~ H29.6.30	H29.7.1 ~ H30.6.30	
[2年前]	[1年前]	

例3：H30.12.1基準日の場合の算定期間（2年間） H30.10.1 基準日 H30.12.1

H28.10.1 ~ H29.9.30	H29.10.1 ~ H30.9.30	
[2年前]	[1年前]	

例4：H31.3.1基準日の場合の算定期間（2年間） H31.1.1 基準日 H31.3.1

H29.1.1 ~ H29.12.31	H30.1.1 ~ H30.12.31	
[2年前]	[1年前]	

(2) 工事实績（同種・類似工事实績）について、過去10年間で過去15年間に見直します。

(3) 技術者実績（同種・類似工事の実績）について、過去10年間で過去15年間に見直します。

3 市内業者施工予定調書（様式第7号）について  
別紙のとおり改めます。

4 適用の時期

平成30年6月1日以後の入札公告に係る総合評価落札方式から適用します。

【現行】

様式第7号 (別記関係)

市内業者施工予定調書

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

工 事 名 \_\_\_\_\_

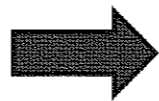
工事箇所名 \_\_\_\_\_

本工事における施工予定の業者は、以下のとおりです。

番号	工種	作業内容・事業量	全体工事費に対する割合	施工業者関係			市外業者を下請業者とした場合、市内業者を下請に採用しなかった理由
				業者名	元請・下請区分	施工予定割合 (契約予定額に対する割合)	
1			%	A	市内元請	%	
				B	市内下請業者	%	
				C	市外下請業者	%	
2			%	A	市内元請	%	
				B	市内下請業者	%	
				C	市外下請業者	%	
3			%	A	市内元請	%	
				B	市内下請業者	%	
				C	市外下請業者	%	
4			%	A	市内元請	%	
				B	市内下請業者	%	
				C	市外下請業者	%	
5			%	A	市内元請	%	
				B	市内下請業者	%	
				C	市外下請業者	%	
6			%	A	市内元請	%	
				B	市内下請業者	%	
				C	市外下請業者	%	
				市内元請業者の施工割合 (%) A		%	
				市内下請業者の施工割合 (%) B		%	
				市内業者の施工割合 (%) A+B		%	

(備考)

- 市内業者とは、佐久市内に本店を有する者をいう。
- 下請については、一次下請の内容について記入してください。
- 全体工事費に対する割合及び施工予定割合については、小数点以下第1位を四捨五入した整数とする。



【改正後】

様式第7号 (別記関係)

市内業者施工予定調書

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

工 事 名 \_\_\_\_\_

工事箇所名 \_\_\_\_\_

本工事における施工予定の業者は、以下のとおりです。

番号	工種	作業内容・事業量	全体工事費に対する割合 (①)	施工業者関係			①の内訳 (①=A+B+C)	市外業者を下請業者とした場合、市内業者を下請に採用しなかった理由
				元請・下請区分	業者名	下請業者住所		
1			%	A	市内元請業者		%	
				B	市内下請業者		%	
				C	市外下請業者		%	
2			%	A	市内元請業者		%	
				B	市内下請業者		%	
				C	市外下請業者		%	
3			%	A	市内元請業者		%	
				B	市内元請業者		%	
				C	市外下請業者		%	
4			%	A	市内元請業者		%	
				B	市内下請業者		%	
				C	市外下請業者		%	
5			%	A	市内元請業者		%	
				B	市内下請業者		%	
				C	市外下請業者		%	
6			%	A	市内元請業者		%	
				B	市内下請業者		%	
				C	市外下請業者		%	
				市内元請業者の施工割合 (%) 【Aの合計】 (②)			%	
				市内下請業者の施工割合 (%) 【Bの合計】 (③)			%	
				市外下請業者の施工割合 (%) 【Cの合計】			%	
				市内業者の施工割合 (%) (②+③)			%	

備考

- 市内業者とは、佐久市内に本店を有する者をいう。
- 下請については、一次下請の内容について記入してください。
- 「全体工事費に対する割合」及び「①の内訳」欄については、小数点以下第1位を四捨五入した整数とし、それぞれの合計は、100%となること。